

# 改正企業会計基準第27号「法人税等に関する会計基準」等の概要

企業会計基準委員会 専門研究員 **波多野貴啓**

## I はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2026年7月7日に、以下の企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針（以下合わせて「本会計基準等」という。）を公表した。

- 改正企業会計基準第27号「法人税等に関する会計基準」（以下「改正法人税等会計基準」という。）
- 改正企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「改正税効果適用指針」という。）
- 改正実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下「改正実務対応報告第42号」という。）
- 改正移管指針第6号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」（以下「改正キャッシュ・フロー

実務指針」という。）

- 企業会計基準第43号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（その3）」（以下「税効果会計基準一部改正」という。）
- 企業会計基準第44号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（その4）」

あわせて、補足文書「我が国における課税対象利益を基礎とする税金及び税効果会計における税率に関する取扱いについて」（以下「課税対象利益を基礎とする税金等に関する補足文書」という。）を公表した。

本稿は、本会計基準等及び同補足文書の概要を紹介するものである<sup>1</sup>。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、ASBJの見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

## II 本会計基準等公表の経緯

改正前の企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下、企業会計基準第27号のことを「法人税等会計基準」という。また、以下、2026年改正前の法人

税等会計基準のことを「2026年改正前基準」という。）は、法人税、地方法人税、住民税、事業税及び特別法人事業税を「法人税、住民税及び事業税等」と総称して、我が国の法令に従い納

<sup>1</sup> 全文については、ASBJのウェブサイト

([https://www.asb-j.jp/jp/accounting\\_standards/y2026/2026-0707.html](https://www.asb-j.jp/jp/accounting_standards/y2026/2026-0707.html)) を参照のこと。